

税務情報

2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施 ～建築業、不動産業、金融業、生活サービス業まで範 囲を拡大～

1. 増値税改革試験とは

中国の間接税制度においては、物品の販売、加工、修理、組立修理役務の提供および物品の輸入を課税対象とする増値税と、役務の提供、無形資産の譲渡および不動産の販売を課税対象とする営業税とが並存してきました。増値税の一般納税者¹は売上税額から仕入税額を控除することができますが、営業税にはこのような仕入税額控除の仕組みがないため、実質的な二重課税が生じる可能性があります。

中国で2012年から開始された増値税改革試験は、営業税の課税対象となる取引を徐々に増値税の課税対象に組み入れることにより、現行制度の下で両税が並存することにより生じる二重課税の問題の解決を図るとともに、経済構造の転換を進め、現代的サービス業の発展を図ることを主な目的としています。

増値税改革試験は2012年から、まず上海市において交通運輸業と一部の現代的サービス業を対象として開始されました。その後、増値税改革試験は全国で実施されるようになり、対象業種も鉄道運輸業、郵便業、電信業等まで拡大されました。現時点では、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の四業種のみがなお営業税の課税対象とされ、これらの業種がいつから増値税の課税対象に移行するのか、その実施日程の公表が長く待たれていました。

2. 増値税改革試験の全面的実施

2016年3月5日に開幕した第12期全国人民代表大会第4回会議において、李克強首相は政府活動報告を行い、その中で、2016年5月1日から増値税改革試験を全面的に実施し、その対象業種を建築業、不動産業、金融業および生活サービス業まで拡大すると表明しました。また、増値税改革試験の全面的な実施後、新たな不動産の取得に係る増値税も仕入税額控除の対象とすること、すべての業種において納税者の税負担を減じ、増加することがないようにすることも明らかにしました。

増値税改革試験の全面的な実施に関する方案は、2016年3月18日に李克強首相が招集した国务院常务会议において可決され、これを受けて、財政部と国家税務総局は2016年3月23日に、「営業税に代えて増値

¹ 増値税の納税者には一般納税者と小規模納税者がある。一般納税者は納付税額の計算時に、増値税専用発票等の控除証憑を入手していることを条件として、仕入税額を売上税額から控除することができる。一方、小規模納税者は売上高に一定の徴収率をかけて納付税額を計算し、仕入税額の控除は認められない。関連規定に基づき、年間の課税売上高が小規模納税者の基準を超える増値税の納税者は、所轄税務機関で一般納税者資格の登記手続を行わなければならない。

税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」(財税[2016]36号)を公布しました²。

2016年5月1日から、建築業、不動産業、金融業および生活サービス業を含むすべての役務提供が、物品売買と同様に増値税の課税対象となり、納税者は仕入税額の控除を受けられるようになります。増値税改革試験の実施方案においては、すべての業種において税負担が増加することがないようにするための措置が設けられ、今年、企業の税負担は5,000億元余り軽減されると見込まれています。

増値税改革試験の全面的な実施後の取扱いに関する主な要点は以下のとおりです。

- すでに控除の対象となっている機器設備の購入に係る仕入税額に加え、新たな不動産の取得に係る仕入税額も控除の対象となる
- 新たに試験の対象となる業種に対する従来の営業税の優遇政策は、原則として増値税への移行後も継続される
- 不動産業等に対して、税負担を増加させないための経過措置が設けられた
- サービスの輸出に対してはゼロ税率または免税政策を適用する
- 建築業と不動産業には11%、金融業と生活サービス業には6%の税率が適用される

なお、3月11日に国家税務総局の王軍局長が記者の質問に答えた内容によれば、増値税改革試験の全面的な実施に向けて、税務機関は研修、アドバイス、申告場所における優先窓口の設置という形で、納税者に支援を提供します。また、納税者の便宜のため、増値税改革試験の全面的な実施後、最初の申告となる6月度の申告期限は、6月15日から6月25日に延長されます。

財政部および国家税務総局は今後も増値税改革試験の状況をフォローアップし、その経験に基づいて増値税制度の一層の整備を図るとともに、増値税暫定条例を法律に格上げするための立法手続も進めていくこととなります。

3. 納税者の対応

増値税改革試験の対象業種が拡大される2016年5月1日まで、納税者に与えられる準備のための時間は限られたものとなりますが、新たに増値税の納税者となる建築業、不動産業、金融業および生活サービス業の企業は、新しい規定の公布に留意しつつ、できるだけ早く増値税のコンプライアンス業務の準備を進める必要があります。例えば、増値税申告および発票管理のフローの制定、財務および税務担当者に対する研修、増値税の計算および申告の要求に合わせるためのシステムの調整等です。また、営業税から増値税への移行は、各取引における価格の取決めにも影響を与えるため、上記の四業種に限らず、各企業はサプライヤーおよび顧客と十分なコミュニケーションを取ることが必要になるといえます。

² 財税[2016]36号の詳細については、Tax Analysisを参照。

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2016. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited